



持続可能な建設産業労働力確保を支援しています。

「2025 建設労働力確保補助金」制度要綱

監理団体
会員版

一般社団法人全国建設労働力確保雇用管理基盤整備振興支援機構（JCIF）では、当法人が優良斡旋事業者として認証する職業紹介事業者が主宰する建設労働力確保のための支援施策に関して、JMAF 財団が制度化する「建設労働力確保補助金」支給要件に適合するよう制度設計しており、支援施策完了時に規定の補助金を支給します。尚、個別事業者の申請手続は不要で、面倒な手続きはJCIFが代行します。（不正防止）

補助対象事業	補助金額/率	補助標準額
合同面談イベント事業	10%/各回	イベント出展費用
人材斡旋事業	20%/名	斡旋手数料

区分	要覧
財団補助金活用資格事業者	JMAF 財団の認定監理組合に所属する組合員、会員 (監理団体への該当年次の会費等の納付を完了していること)
合同面談イベント事業	JCIF 認証斡旋事業者が主催するイベントであって、指定開催日の参加費の納付を完了し、かつ、開催日において出席していること
人材斡旋支援事業	JCIF 認証斡旋事業者との人材斡旋契約に基づき、対象となる人材を確保し、且つ、雇用契約を完了していること
補助金支給申請について	財団への支給申請は、不正受給防止のため監理団体が代行します。 活用事業者が個別に申請する必要はありません。

監理団体代行事務費	制度利用賦課金	代理申請事務費
合同面談イベント事業	20,000 円/回 (初回免除)	5,000 円
人材斡旋事業	20,000 円/回 (初回免除)	5,000 円
納付要領	本補助金制度利用にあたり、所属する監理団体へ上記の賦課金の納付を要します。尚、納付方法は、補助金支給額からの控除納付となりますので、直接の納付負担はありません。	

JMAF財団認定監理団体（事業認証第2412045号）



一般社団法人 継ぎ行く世代の指標となる
全国建設産業労働力確保雇用管理基盤整備振興支援機構
FECOM Majestic-12 Group/MJ-12®



The
JMAF
FOUNDATION
PROMOTE YOUR ENTHUSIASMS



一般財団法人全国中小企業等協同組合連合財団

(合同イベント事業関係)

「財団補助金」対象事業参加及び申請手続要領

